

令和4年度

第7回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月7日(金)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	×	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	×	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 4名

永野次郎委員 筒井正之委員 仲井光吉委員

平田富和委員

事務局職員 3名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋

香々地分室長 船木 靖幸

会議に付した事件

- 議案号47号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第48号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第49号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第51号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権移転）
- 議案第52号 非農地証明願について
- 議案第53号 農業振興地域整備計画の一部変更について

報告事項

- (1) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和4年度第7回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員11名、欠席委員2名で、過半数を超えております。 従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。
議 長	皆さん、おはようございます。 暑さ、寒さも彼岸までと申しますが、朝夕涼しくなりました。先の台風14号では、各市町村では土砂流入や、ナシ農家では4割が落ち、水稻では倒伏が多く見られ、刈り取りが大変であります。また、今後は農業関係全般で、肥料や農薬、飼料代が高騰しており、大変な状況下であります。 お互いに英知を出し合い頑張りましょう。 長い長い、コロナ禍ではありますが、市内では、少し落ち着きを取り戻しつつあり、今回の総会も農業委員と関係推進員のみの対応ですが、来月からは全員参加の開催と考えております。 それでは座って進行させていただきます。 ただいまから、令和4年度第7回豊後高田市農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって議事録署名委員に、8番：野間保廣委員及び9番：宗一則委員をお願いいたします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さん方のご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第47号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	議案第47号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。 申請番号44番、所在が■■■■字■■■■番、地目は田、面積が393㎡、

	渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。 申請番号 45 番、所在が■■■■字■■■■番 外■■筆、地目は田、合計面積が 3,492 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 申請番号 46 番、所在が■■■■字■■■■番 外■■筆、地目は田と畑、合計面積が 3,360 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 申請番号 47 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■、地目は畑、面積が 141 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。 申請番号 48 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目は田、合計面積が 4,815 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしく願います。
議 長	事務局の調査によれば取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 48 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	議案第 48 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 3 ページからです。 申請番号 14 番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■で、地目は田、面積が 950 m²、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分としては第 1 種農地に該当します。 ■■■■の東側約 ■■■■m の場所に位置し、北を■■■■、東を■■■■、南を■■■■

、西に と に接しています。

転用目的は一般住宅用地です。

利用計画についてですが、譲受人は市内の会社役員で、申請地に建築面積 255.67 m²の木造平屋建て住宅と車庫兼倉庫を建築する計画です。

また、敷地の3分の1ほどを使い、庭園も造成したいとのことです。

盛土等を行わず、現状を活かし整地し、境界から十分距離を取り建築するため、日照及び通風に関して隣接農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は、合併浄化槽で処理後南側水路に放流し、雨水排水も、自然浸透のほかオーバーフロー分は南側の水路に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び建築工事費として 円を見込んでおり、金融機関からの借入でまかなう予定で、金融機関が発行した融資見込証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和5年5月10日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号15番、申請地は、 字 番 で、地目は畑、面積217 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は、第1種住居地域に該当します。

転用の目的は一般住宅用地です。

市道 線と 線の交差点から西に約 mの場所に位置し、北に と東は 、南側に 、西側を に接しています。

譲受人は に住民票を有していますが、申請地の西側約 mの場所に住宅を所有しており、現在、子供が居住しています。

当該住宅には駐車スペースがなく、住宅までの道路も車が通るには狭いため、申請地を個人用駐車場として整備し使用したいとのことです。

造成については、現状より約10 cm削り、碎石を敷いたあと、転圧することによって、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水排水は、自然浸透とする計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び建築工事費として 円を見込んでおり、自己資金でまかなう予定で、費用以上の残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和4年12月31日までを予定しており、転用行

為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号16番、申請地は、■■■字■■■■番■■■で、地目は田、面積が358㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は事務所用地です。

申請地は、国道213号と市道■■■■線の交差点に位置し、北に■■■、周囲を■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で解体業等をおこなう会社の役員で、申請地を購入し、自身が代表を勤める法人の事務所と倉庫及び駐車場用地として整備する計画です。

申請地は既に、倉庫及び駐車場として整備・使用されていることから、譲渡人に確認すると昭和50年頃から畑として使用していないとのことで、始末書が提出されています。

よって、本件は追認案件となります。

既に造成は終わっていることから、土砂等の流出や崩壊の恐れはなく、周囲に農地がないため、営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。

雨水排水は、自然浸透で処理しています。

申請者は、このほか、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、プレハブ事務所設置費として■■■■円を見込んでおり、預金でまかなう計画で、費用を超える残高が記載された金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和4年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合に該当します。

申請番号17番、申請地は、■■■字■■■■番■■■、地目は畑、面積346㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は一般住宅用地です。

県道■■■■線と市道■■■■線の交差点の北側約■■■mの場所に位置し、北に■■■、東に■■■、南に■■■、西に■■■と■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は、親から申請地の贈与を受け、建築面積86.02㎡の木造平屋建て住宅を建設する計画です。

現状のまま整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

平屋であり、日照及び通風をさえぎる建築物ではないことから、周辺農地

への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理後北側の市道側溝に放流し、雨水排水についても、自然浸透のほかオーバーフロー分については北側の側溝へ放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は 〇〇〇〇 円であり、金融機関からの借入でまかなう予定で、金融機関が発行した融資見込証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和5年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)のbで、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号18番、申請地は、〇〇字〇〇〇番〇〇外〇〇筆で地目は田と畑、合計面積1,889㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は、第1種住居地域に該当します。

転用の目的は、共同住宅用地です。

国道213号から市道〇〇〇線に入り約〇〇mの場所に位置し、東に〇〇と〇〇、周囲を〇〇に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は大分市の会社経営者で、申請地に3棟の合計建築面積531.68㎡の木造2階建て共同住宅及び駐車場を建築したいとのことです。

造成については、道路と同じ高さまで最大50cm盛土し整地するとのことで、別途、市の環境課に、土地の埋め立て事業に係る事業事前協議書が提出されています。

雨水排水は、西側既設側溝に排水し、汚水は、公共下水道に排水する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び建築工事費として〇〇〇〇 円を見込んでおり、すべて借り入れでまかなう予定で、金融機関の融資予定証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和6年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号19番、申請地は、〇〇字〇〇〇番〇〇外〇〇筆で、地目は畑、面

積 217 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は、第1種住居地域に該当します。

転用の目的は共同住宅用地です。

■■■■の西側約 ■■mの場所に位置し、東と南は■■、北に■■、西側を■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で石材業及び貸家業を営む個人で、申請地の贈与を受け、木造2階建て建築面積 378.02 m²のアパート1棟及び駐車場を建築したいとのことです。

造成については、現状のまま整地するとのことで、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水排水は、西側里道を経由して北側既設側溝に排水し、汚水は、公共下水道に排水する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、建築工事費として■■■■円を見込んでおり、すべて借入れでまかなう予定で、金融機関の融資予定証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和5年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号20番、申請地は、■■■■字■■■■番■■外■■筆で、地目は田と畑、合計面積が2,497 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は堆肥舎用地です。

申請地は、■■■■の■■池の東側約 ■■mに位置し、北に■■、周囲を■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は肉牛の肥育業等を営む法人で、申請地を購入し法人の所有農地や、隣接する使用していない水路用地等とあわせた土地に、木造平屋建て建築面積750 m²の堆肥舎を整備する計画です。

盛土等を行わず整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはなく、周囲の営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。

水路用地については、占用する旨、市耕地林業課と協議しています。

雨水排水は、自然浸透で処理しオーバーフロー分は西側既設側溝を補修し放流する計画です。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

	転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として〇〇〇〇円を見込んでおり、県の補助金と預金でまかなう計画で、預金分は費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。 工事期間は、許可後から令和6年8月31日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断できます。 許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合に該当します。 以上、ご審議の程よろしくお願いします。
議長	事務局による現地調査および転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題は無いとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員および農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号14番、18番につきまして、永野次郎推進委員から意見をお願いします。
永野次郎 推進委員	去る9月22日、中野委員と事務局とで現地に行きました。事務局の説明のとおり、問題ないと思います。
議長	はい。ありがとうございました。 同じく、現地確認をしていただきました、5番：中野委員からも意見があれば、お願いします。
5番： 中野委員	先程永野委員、事務局が説明したとおり、問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございました。 次に、申請番号15番、17番、19番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願いします。
筒井正之 推進委員	はい。申請番号15番、17番、19番について、9月21日に、事務局と農業委員と私で、現地の確認を行いました。その結果、先程事務局から説明があったとおり、周辺の農地に影響はなく、雨水排水についても整備されていると思いますので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 同じく、現地確認をしていただきました、3番：河野委員からも意見があればお願いします。
3番： 河野委員	はい。いま、事務局ならびに筒井委員から説明がありましたように、現地確認の結果、問題はないと思います。以上です。

議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 16 番につきましては、平田富和推進委員から意見をいただきたいと思います。
平田富和 推進委員	事務局の説明のとおり、9 月 22 日に事務局 2 名と農業委員と現地確認をしましたが、特に問題はありませんでした。
議 長	はい。ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました、宗委員からも意見があればお願いします。
9 番： 宗委員	平田委員が言われたとおり、9 月 22 日に、事務局と現地確認に行きましたが、特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
議 長	はい。ありがとうございました。次に、申請番号 20 番につきまして、仲井光吉推進委員から意見をお願いします。
仲井光吉 推進委員	9 月 22 日に、担当の農業委員と内田委員と事務局と計 4 名で現地確認を行いました。当地についてはすでに放牧区内にあり、事務局の説明のとおり、問題はありませんでした。役員の皆さん、ご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました、10 番：内田委員からも意見があればお願いします。
10 番： 内田委員	はい。現地施設は農業用堆肥舎の建設ということでありまして、全く問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 はい。河野委員。
3 番： 河野委員	些細なことですが、20 番の案件について、渡人と受人が同じになっていて、これはどう理解したらいいのでしょうか。
議 長	はい。事務局。
事務局	はい。議案書の 5 ページをご覧くださいと思います。ご質問の 20 番の案件についてですが、 さんから土地を譲っていただき転用する 5 条案件と、その一部を さんの畑を転用する 4 条案件が含まれていて、4 条と 5 条が混在します。このような場合は、比率が多い条項を優先させるという運用になっているため、特殊な例ですが、5 条案件として提案させてい

	ただいております。
議 長	説明をしていただいて、納得したということのようです。備考欄でも、その点の説明は必要だったのかと思いますけれど、説明をする場合に、その説明が必要だったと思います。 ほかにありませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 49 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 49 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 6 ページからです。 申請番号 5 番、申請地は、 字 番 で地目は田、面積 497 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。 都市計画の用途区分は、第 1 種低層住居専用地域に該当します。 転用の目的は一般住宅用地です。 市道 線と 線の交差点に位置し、北側は 、西に 、東と南を に接しています。 譲受人は市内の会社員で、申請地を親から使用貸借し、建築面積 118.9 m²の木造平屋建て住宅を建築する計画です。 宅地造成についてですが、現状のまま整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。 また、平屋であり、日照及び通風をさえぎる建築物ではないことから、周辺農地への影響はないものと考えられます。 生活雑排水は、公共下水道に放流し、雨水排水については、自然浸透のほかオーバーフロー分については西側にある既設の側溝へ放流する計画です。 申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有するものはいません。 農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、建築工事費として 円を見込んでおり、すべて借入でまかなう予定で、金融機関が発行した住宅ローン保証会社の事

	前審査結果書の写しが添付されています。 工事期間は、許可日から令和5年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。 許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局の説明によりますと、現地調査および転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員および農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号5番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	私と中野委員と事務局と現地の確認に行きました。事務局の説明のとおり、問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。 同じく、現地確認をしていただきました、5番：中野委員から意見があればをお願いします。
5 番： 中野委員	はい。この水田は、まわりは住宅地に囲まれていますので、問題はないと思われます。以上です。
議 長	はい。ありがとうございました。地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第50号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第50号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の8ページになります。農用地利用集積計画(案)についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号21番、所在が■字■番、地目が田、面積が2,231㎡、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が■の■さんです。

	大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業により所有していた農地を地域の担い手へ売却するものです。 ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 51 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 51 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件です。 それでは、集積表が 10 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 1,615 m²で、利用権を設定する農家数 1 戸、利用権の設定等を受ける農家数 1 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 1,615 m²です。 詳細につきましては 議案書 9 ページに記載していますのでご覧ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 52 号、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 52 号、非農地証明願についてです。

議 長	同じく、現地確認をしていただきました、9 番：宗委員からも意見があればお願いします。
9 番： 宗委員	いま、説明がありましたとおり、9 月 22 日に事務局と現地視察に行きましたが、特に問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 31 番につきまして、10 番：内田委員から意見をお願いします。
10 番： 内田委員	はい。9 月 22 日、芹川推進委員と事務局と 4 人で現場を確認しました。 ここは、もともと茶畑があったのですが竹が生えまして、現在、竹が密植しておりまして、非農地相当と認めます。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 32 番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願いします。
筒井正之 推進委員	申請番号 32 番について、9 月 21 日に農業委員会事務局、農業委員と私で現地確認に行きました。その結果、事務局の説明のとおりであります、長年手を入れていないために山林化しており、農地としての機能がないとおもいますので、特に支障がないと思います。
議 長	ありがとうございました。 同じく、現地確認をしていただきました、3 番：河野委員からも意見があればお願いします。
3 番： 河野委員	はい。現地を見ますと、現況は山林化しておりますので、非農地として認めるのには問題はないと思います。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に、申請番号 33 番につきましては、先程事務局から説明したとおり、地元委員から問題ないという報告をいただいていますので、報告をいたします。
議 長	地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 53 号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業振興課から提案いたします。
農業振興課	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、豊後高田市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の一部を変更したいので、同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき農業委員会に意見を求めるものでございます。 お手元の資料の農用地利用計画変更理由書によりご説明いたします。今回の申出は、除外3件、計8筆8,304㎡であります。 それでは、農用地利用計画変更一覧表をもとにご説明いたします。 箇所番号1、 字 、地目が畑、面積が592㎡、合計で5筆、6,112㎡、申出者が さん、変更理由が非農地申請です。 箇所番号2、 字 、地目が畑、面積が238㎡、合計2筆、1,303㎡、申出者が さん、変更理由が非農地申請です。 箇所番号3、 字 、地目が畑、面積が889㎡、申出者が さん、変更理由は駐車場です。 本市の随時変更の日程は、年3回1・5・9月の各10日を締め切りとして行っています。 今回は9月締め切り分で、今月開催の農業振興地域整備促進協議会の意見聴取を行っているところであります。 農業委員会をはじめ各関係機関の意見を参考に、今後は条例で定められております豊後高田市農業振興地域整備促進協議会において、申出の可否を決定し、県と協議を行います。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	なければ、本案につきましては、特に意見なしと認めることにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案については、特に意見なしと認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。報告事項(1)農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。

事務局	報告事項（１）農地法第６条第１項の規定により農地所有適格法人から、次のとおり、報告書の提出がありましたので報告します。14 ページをご覧ください。 報告のありました農地所有適格法人は、XXXXXXXXXX、XXXXXX、XXXXXXXXXXです。 なお、XXXXXXXXXXにつきましては、前回のご報告をさせていただいたところですが、数字の一部を再度確認することになりましたので、再度提出者から聞き取り等を行って数字が確定しましたので、ご報告します。 内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。 以上であります。
議 長	この件について、ご質問等はありませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これをもちまして、令和４年度豊後高田市農業委員会第７回総会を閉会します。お疲れ様でした。 そのほか、事務局より事務連絡などがあればお願いします。
	その他の事項 （別紙配布） (新型コロナウイルスに伴う総会時の対応等について) (農地集積最適化推進大会について) (農業委員会懇親会について) (次回（令和４年度：第８回）総会について)
	午前 10 時 56 分 令和４年 10 月 7 日